

## 「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総 則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このSoftBank 光サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、SoftBank 光サービス（後記第2条第（1）号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総 則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このSoftBank 光サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、SoftBank 光サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>
<b>第2条 (定義)</b> <p>(1) 「SoftBank 光」とは、NTT 東西（後記(9)号において定義します。）の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p>	<b>第2条 (定義)</b> <p>(1) 「SoftBank 光」とは、NTT 東西（後記第9号において定義します。）の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p>
<b>第3章 契約の成立等</b> <b>第12条 (契約の申込みの承諾)</b> <p>1. (2) 転用および事業者変更の場合、フレッツ光又は他社光コラボレーションサービスから本サービスへの変更が完了した日に契約が成立するものとします。</p>	<b>第3章 契約の成立等</b> <b>第12条 (契約の申込みの承諾)</b> <p>1. (2) 転用および事業者変更の場合、フレッツ光または他社光コラボレーションサービスから本サービスへの変更が完了した日に契約が成立するものとします。</p>
<b>第16条 (住所の移転)</b> <p>7. 会員が住所等を移転したにもかかわらず第1項の申込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、移転元の利用が終了したにもかかわらず、第1項の申込日から90日後に移転先の工事日が決定していない、またはその日以降に工事日がキャンセルとなった場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第29条（当社が行う契約の解除）の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<b>第16条 (住所の移転)</b> <p>7. 会員が住所等を移転したにもかかわらず第1項の申込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、移転元の利用が終了したにもかかわらず、第1項の申込日から90日後に移転先の工事日が決定していない、またはその日以降に工事日がキャンセルとなった場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第29条（当社が行う契約の解除）の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>

<p><b>第5章 契約期間</b></p> <p><b>第24条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>2. (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月及び翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、2年自動更新プランから5年自動更新プラン(TVセット)へのプラン変更をした場合は、上記解除料は発生しないものとします。</p>	<p><b>第5章 契約期間</b></p> <p><b>第24条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>2. (3) 契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるサービスの解約、当社によるサービス契約の解除により利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。ただし、2年自動更新プランから5年自動更新プラン(TVセット)へのプラン変更をした場合は、上記解除料は発生しないものとします</p>
<p><b>第6章 サービスの利用停止等</b></p> <p><b>第25条 (禁止事項)</b></p> <p>1. (14) コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>	<p><b>第6章 サービスの利用停止等</b></p> <p><b>第25条 (禁止事項)</b></p> <p>1. (14) コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>
<p><b>第26条 (サービスの停止)</b></p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第12条(契約の申込みの承諾)第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p><b>第26条 (サービスの停止)</b></p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第12条(契約の申込みの承諾)第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p><b>第7章 契約の解除</b></p> <p><b>第28条 (会員が行う契約の解除)</b></p> <p>4. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス(当社が定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。)の提供を受ける契約を締結している会員、または当社と光電話(N)サービス(当社が定める「光電話(N)サービス規約」第2条第(1)号にて定義するオプションサービスをいいます。)の提供を受ける契約を締結している</p>	<p><b>第7章 契約の解除</b></p> <p><b>第28条 (会員が行う契約の解除)</b></p> <p>4. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス(当社が定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。)の提供を受ける契約を締結している会員、または当社と光電話(N)サービス(当社が定める「光電話(N)サービス規約」第2条第1項第1号にて定義するオプションサービスをいいます。)の提供を受ける契約を締結</p>

<p>会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p>5. 第1項の事業者変更を伴う解約の申し入れにおいて、第26条第2項第(13)号または第(17)号のいずれかに該当する場合、当社は当該申し入れを承諾しない場合があります。</p>	<p>している会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p>5. 第1項の事業者変更を伴う解約の申し入れにおいて、第26条第2項第13号または第17号のいずれかに該当する場合、当社は当該申し入れを承諾しない場合があります。</p>
<p><b>第29条 (当社が行う契約の解除)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、以下の各号の一に該当する場合には、利用契約を解除できるものとします。</li> <li>会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。</li> </ul> </li> </ol>	<p><b>第29条 (当社が行う契約の解除)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約を解除できるものとします。</li> <li>会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約のいずれかに違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。</li> </ul> </li> </ol>
<p><b>第10章 免責</b></p> <p><b>第35条 (責任の制限)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</li> <li>第1項の規定にかかわらず、付加機能または端末設備に係る損害賠償の取扱いについて、別段の定めがある場合は、その定めるところによります</li> </ol>	<p><b>第10章 免責</b></p> <p><b>第35条 (責任の制限)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</li> <li>第1項の規定にかかわらず、付加機能または端末設備に係る損害賠償の取扱いについて、別段の定めがある場合は、その定めるところによります</li> </ol>

<p><b>第 11 章 その他</b></p> <p><b>第 38 条（通知・連絡等）</b></p> <p>8. 会員は第 7 項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p> <p><b>第 44 条（サービスの利用）</b></p> <p>3. 会員は、本条第 1 項の規定等により通知を受けた契約者 ID 番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。</p> <p><b>第 45 条（発信者番号通知）</b></p> <p>2. 会員は、卸電気通信役務提供事業者が以下の各号において、前項に基づき卸電気通信役務提供事業者の保有する会員の情報を第三者（会員が契約を締結している事業者、または卸電気通信役務提供事業者が「IP 通信網サービス契約約款」にて定める特定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。</p>	<p><b>第 11 章 その他</b></p> <p><b>第 38 条（通知・連絡等）</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p><b>第 44 条（サービスの利用）</b></p> <p>8. 会員は第 7 項第 1 号および第 2 号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p> <p><b>第 45 条（発信者番号通知）</b></p> <p>3. 会員は、本条第 1 項の規定等により通知を受けた契約者 ID 番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。</p> <p><b>第 46 条（会員情報の通知等）</b></p> <p>2. 会員は、卸電気通信役務提供事業者が以下の各号において、前項に基づき卸電気通信役務提供事業者の保有する会員の情報を第三者（会員が契約を締結している事業者、または卸電気通信役務提供事業者が「IP 通信網サービス契約約款」にて定める特定事業者に限ります。以下本条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。</p>
---	--

## 「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前 (2024年2月14日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このSoftBank Air サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、SoftBank Air サービス(後記第2条第1項第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このSoftBank Air サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、SoftBank Air サービス(後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>
<b>第2条 (定義)</b> <p>(12) 「4G通信網」とは、FDD-LTE方式、TDD-LTE方式又はAXGP方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。</p> <p>(14) 「5G通信網」とは、TDD-NR方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。</p>	<b>第2条 (定義)</b> <p>(12) 「4G通信網」とは、FDD-LTE方式、TDD-LTE方式又はAXGP方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。</p> <p>(14) 「5G通信網」とは、TDD-NR方式により符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信設備をいいます。</p>
<b>第2章 本サービスの内容</b> <b>第3条の4 (USIMの返還)</b> <p>(1) 本サービスに係る利用契約を解除し又は解除されたとき。</p>	<b>第2章 本サービスの内容</b> <b>第3条の4 (USIMの返還)</b> <p>(1) 本サービスに係る利用契約を解除しまたは解除されたとき。</p>
<b>第3章 契約の成立等</b> <b>第8条 (住所の移転)</b> <p>6. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第18条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<b>第3章 契約の成立等</b> <b>第8条 (住所の移転)</b> <p>6. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第18条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>
<b>第5章 サービスの利用停止等</b> <b>第14条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>	<b>第5章 サービスの利用停止等</b> <b>第14条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>

<p><b>第15条（サービスの停止）</b></p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<p><b>第15条（サービスの停止）</b></p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条第1項各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<p><b>第6章 契約の解除</b></p> <p><b>第18条（当社が行う契約の解約）</b></p> <p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>6. 当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p><b>第6章 契約の解除</b></p> <p><b>第18条（当社が行う契約の解約）</b></p> <p>2. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約のいずれかに違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>6. 当社は本条第1項または第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p><b>第7章 その他</b></p> <p><b>第19条（通知・連絡等）</b></p>	<p><b>第7章 その他</b></p> <p><b>第19条（通知・連絡等）</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を</p>

<p><b>第 20 条の 2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第 28 条 (パーソナルデータの取り扱い)</b></p> <p>3. 当社は、本サービスにて取得、保持した情報を、「プライバシーポリシーに定めるほか、以下に定める目的に従って利用する場合があります。</p> <p>5. 前項の規定によるほか、当社は、会員および申込者に係る個人情報について、「プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。</p> <p>7. 本サービスに係る接続機器の交換・故障修理を行う場合、日本裕展貿易株式会社、オウガ・ジャパン株式会社、および華為技術日本株式会社（以下「各接続機器製造事業者」といいます。）は、製造番号（IMEI 番号）等の契約者情報及び端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ（故障により消去できない場合に限ります。）を取得し、各接続機器製造事業者の「プライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。</p> <p><b>第 12 章 購入した接続機器に関する特約</b></p> <p><b>第 45 条 (故障、交換等)</b></p> <p>1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中に、正常な使用状態で故障、破損等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供し</p>	<p>確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p><b>第 20 条の 2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第 28 条 (パーソナルデータの取り扱い)</b></p> <p>3. 当社は、本サービスにて取得、保持した情報を、「プライバシーポリシー」に定めるほか、以下に定める目的に従って利用する場合があります。</p> <p>5. 前項の規定によるほか、当社は、会員および申込者に係る個人情報について、「プライバシーポリシー」に定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。</p> <p>7. 本サービスに係る接続機器の交換・故障修理を行う場合、日本裕展貿易株式会社、オウガ・ジャパン株式会社、および華為技術日本株式会社（以下「各接続機器製造事業者」といいます。）は、製造番号（IMEI 番号）等の契約者情報および端末内に保存されたシステムログおよび通信ログ（故障により消去できない場合に限ります。）を取得し、各接続機器製造事業者の「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。</p> <p><b>第 12 章 購入した接続機器に関する特約</b></p> <p><b>第 45 条 (故障、交換等)</b></p> <p>1. 会員が購入した接続機器が、その保証期間中に、正常な使用状態で故障、破損等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、会員に対し、正常に動作する接続機器を提供し</p>
--	---

<p>ます。ただし、会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は除きます。</p>	<p>ます。ただし、会員の責めに帰すべき事由、又は火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は除きます。</p>
<p>7. 会員が購入した接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本条に定める対応を実施することに限るものとします。</p>	<p>7. 会員が購入した接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、本条に定める対応を実施することに限るものとします。</p>
<p>附則 (実施期日) 第 13 条なお書きおよび同条 1 号の料金プランは、2021 年 10 月 1 日から実施します。</p>	<p>附則 (実施期日) 第 13 条なお書きおよび同条第 1 項第 1 号の料金プランは、2021 年 10 月 1 日から実施します。</p>

## 「Yahoo! BB 光シティ サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月1日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）は、このY a h o o ! B B 光シティサービス規約（以下「本規約」といいます）に従いY a h o o ! B B サービスのオプションサービスとして「Y a h o o ! B B 光シティ」サービス（後記第2条第1(1)に定義し、以下「本サービス」といいます）を提供します。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）は、このY a h o o ! B B 光シティサービス規約（以下「本規約」といいます）に従いY a h o o ! B B サービスのオプションサービスとして「Y a h o o ! B B 光シティ」サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます）を提供します。</p>
<b>第5章 その他</b> <b>第11条 (通知・連絡等)</b>	<b>第5章 その他</b> <b>第11条 (通知・連絡等)</b> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>
<b>第13条 (責任の制限)</b> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応るものとします。</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>	<b>第13条 (責任の制限)</b> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応るものとします。</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<b>第14条 (免責事項)</b> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サー</p>	<b>第14条 (免責事項)</b> <p>2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サー</p>

ビスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。

5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

## 第6章 会員の義務

### 第15条（サービスの利用）

8. 会員は第7項(1)および(2)に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます

## 第7章 禁止事項等

### 第20条（禁止事項）

1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。

## 第8章 解約等

### 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除）

4. 当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第11章 プレミアムに関する特約

### 第31条（契約の成立）

＜本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員＞

第6条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。

### 第32条（課金開始日）

＜本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員＞

第10条第2項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。

サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。

5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

## 第6章 会員の義務

### 第15条（サービスの利用）

8. 会員は前項第1および第2号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます

## 第7章 禁止事項等

### 第20条（禁止事項）

1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。

## 第8章 解約等

### 第23条（当社が行うサービス契約の即時解除）

4. 当社は本条第1項または第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第11章 プレミアムに関する特約

### 第31条（契約の成立）

＜本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員＞

第6条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。

### 第32条（課金開始日）

＜本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員＞

第10条第2項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。

## 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このYahoo! BB 光 with フレッツサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス（後記第2条第（1）項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このYahoo! BB 光 with フレッツサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>
<b>第2章 契約の成立等</b> <b>第6条の2 (サービスタイプの変更)</b> <p>3. 会員がフレッツ光の提供タイプを変更したにもかかわらず本条第1項の申し込みをしない場合において、当社がNTT 東西からの通知によりフレッツ光の提供タイプが変更されていることを確認した場合、変更後のサービスタイプの利用料金にて請求する場合があることを、会員はあらかじめ了解することとします。</p>	<b>第2章 契約の成立等</b> <b>第6条の2 (サービスタイプの変更)</b> <p>3. 会員がフレッツ光の提供タイプを変更したにもかかわらず本条第1項の申し込みをしない場合において、当社がNTT 東西からの通知によりフレッツ光の提供タイプが変更されていることを確認した場合、変更後のサービスタイプの利用料金にて請求する場合があることを、会員はあらかじめ了解することとします。</p>
<b>第7条 (住所の移転)</b> <p>8. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第17条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<b>第7条 (住所の移転)</b> <p>8. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第17条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>
<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>	<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>
	<b>第14条 (サービスの停止)</b>

<p><b>第14条（サービスの停止）</b></p> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第16条（会員が行う契約の解約）</b></p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス（当社が別途定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p><b>第17条（当社が行う契約の解約）</b></p> <p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条第1項各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第16条（会員が行う契約の解約）</b></p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス（当社が別途定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p><b>第17条（当社が行う契約の解約）</b></p> <p>2. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条第1項および第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p><b>第6章 その他</b></p>	

<p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条（通知・連絡等）</b></p> <p><b>第19条の2（責任の制限）</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第24条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は第7項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p>	<p><b>第18条（通知・連絡等）</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p><b>第19条の2（責任の制限）</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第24条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像または映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は前項第1号および第2号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p>
--	--

**第8章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約**

**第34条 (SoftBank 光について)**

1. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。

**第34条 (SoftBank 光について)**

「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。

## 「Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス(後記第2条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツ (IPv6 IPoE) サービス(後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>
<b>第2章 契約の成立等</b> <b>第6条の2 (サービスタイプの変更)</b> <p>3. 会員がフレッツ光の提供タイプを変更したにもかかわらず本条第1項の申し込みをしない場合において、当社がNTT東西からの通知によりフレッツ光の提供タイプが変更されていることを確認した場合、変更後のサービスタイプの利用料金にて請求する場合があることを、会員はあらかじめ了解することとします。</p>	<b>第2章 契約の成立等</b> <b>第6条の2 (サービスタイプの変更)</b> <p>3. 会員がフレッツ光の提供タイプを変更したにもかかわらず本条第1項の申し込みをしない場合において、当社がNTT東西からの通知によりフレッツ光の提供タイプが変更されていることを確認した場合、変更後のサービスタイプの利用料金にて請求する場合があることを、会員はあらかじめ了解することとします。</p>
<b>第7条 (住所の移転)</b> <p>8. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第17条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>	<b>第7条 (住所の移転)</b> <p>8. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第17条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。</p>
<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使</p>	<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使</p>

<p>用し、もしくは提供する行為。</p> <p><b>第14条（サービスの停止）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</li> </ol> <p><b>第15条（情報等の削除）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)第13条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</li> </ol> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第17条（当社が行う契約の解約）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</li> </ol> </li> <li>当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</li> </ol>	<p>用し、もしくは提供する行為。</p> <p><b>第14条（サービスの停止）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会員が、本規約に違反した場合、前条第1項各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</li> </ol> <p><b>第15条（情報等の削除）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)第13条第1項各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</li> </ol> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第17条（当社が行う契約の解約）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>本規約または本サービスのオプションサービスの規約のいずれかに違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</li> </ol> </li> <li>当社は本条第1項および第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</li> </ol>
--	---

<p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条（通知・連絡等）</b></p>	<p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条（通知・連絡等）</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバーアクセス（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p>
<p><b>第19条の2（責任の制限）</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第24条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像又は映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は第7項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p>	<p><b>第19条の2（責任の制限）</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第24条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該Webサイト、画像または映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は前項第1号および第2号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p>

## 「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このYahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス（後記第2条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このYahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。</p>
<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>	<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>
<b>第14条 (サービスの停止)</b> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<b>第14条 (サービスの停止)</b> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条第1項各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<b>第15条 (情報等の削除)</b> <p>1. (1)第13条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p>	<b>第15条 (情報等の削除)</b> <p>1. (1)第13条第1項各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p>

<p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第16条 (会員が行う契約の解約)</b></p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス（当社が別途定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p><b>第17条 (当社が行う契約の解約)</b></p> <p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条 (通知・連絡等)</b></p>	<p>合。</p> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第16条 (会員が行う契約の解約)</b></p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社とホワイト光電話サービス（当社が別途定める「IP電話サービス契約約款」第4条の2で定義する「第6種IP電話サービス」をいいます。）の提供を受ける契約を締結している会員が、他の電話通信事業者に番号ポータビリティによる転出を申し出た場合、番号ポータビリティに係る工事が完了する日まで、本サービスの利用契約を解約できないものとします。</p> <p><b>第17条 (当社が行う契約の解約)</b></p> <p>2. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約のいずれかに違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条第1項または第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条 (通知・連絡等)</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、</p>
---	---

	<p>当該電気通信設備の IP アドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p><b>第 19 条の 2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第 24 条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は第 7 項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p> <p><b>第 7 章 プレミアムに関する特約</b>  <b>第 8 章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</b></p> <p><b>第 19 条の 2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p><b>第 24 条（サービスの利用）</b></p> <p>6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像または映像等の閲覧を制限することができます。</p> <p>8. 会員は前項第 1 号および第 2 号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。</p> <p><b>第 8 章 プレミアムに関する特約</b>  <b>第 9 章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</b></p>
--	---

## 「Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE) サービス規約」新旧対照表

改定前 (2023年10月2日付)	改定後 (2024年7月1日付)
<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE)サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE)サービス(後記第2条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>	<b>第1章 総則</b> <b>第1条 (本規約の適用)</b> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE)サービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 フレッツコース(IPv6 IPoE)サービス(後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>
<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>	<b>第4章 サービスの利用停止等</b> <b>第13条 (禁止事項)</b> <p>1. (14)コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。</p>
<b>第14条 (サービスの停止)</b> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>	<b>第14条 (サービスの停止)</b> <p>1. 会員が、本規約に違反した場合、前条第1項各号のいずれかに該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。</p>
<b>第15条 (情報等の削除)</b> <p>1. (1)第13条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p>	<b>第15条 (情報等の削除)</b> <p>1. (1)第13条第1項各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスのオプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。</p>

<p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第17条 (当社が行う契約の解約)</b></p> <p>2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条1項、2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条 (通知・連絡等)</b></p> <p><b>第19条の2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知</p>	<p>合。</p> <p><b>第5章 契約の解除</b></p> <p><b>第17条 (当社が行う契約の解約)</b></p> <p>2. 会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、利用停止せずに、直ちに利用契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 本規約または本サービスのオプションサービスの規約のいずれかに違背する行為があり、催告を受けたにも関わらず相当期間内に是正されなかった場合。</p> <p>5. 当社は本条第1項または第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p><b>第18条 (通知・連絡等)</b></p> <p>5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバーアクセス（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p><b>第19条の2 (責任の制限)</b></p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知</p>
--	--

った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。

#### 第 24 条（サービスの利用）

6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することができます。
8. 会員は第 7 項（1）および（2）に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

た時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。

#### 第 24 条（サービスの利用）

6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像または映像等の閲覧を制限することができます。
8. 会員は前項第 1 号および第 2 号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。